



2007年11月19日

特別区長会会長
多田正見様

東京清掃労働組合
中央執行委員長
西川卓吾

特別区長会会長要請

2007年度の給与等の改定にあたり、先日の区長会総会においても要請させていただきました。本日は、私どもの地域支部連合会の代表から要請させていただきます。現場からの生の声ということで是非要請に応えていただきたいと思います。

私からは、一点に絞って要請をいたします。平成20年度のサーマルリサイクルの全区での本格実施や、移管以降特別区の清掃事業に寄せる区民の期待や要望等に的確かつ迅速に応える体制を整備することは行政の責任でもありますし、私どもも協力するつもりであります。従いまして、今後益々増え続けるであろう技能長の業務を補佐するとともに、将来の技能長候補を確実に育成・確保する制度の整備が急務となっています。

また、清掃事業の代表的な業務である収集業務は、2人1組で作業を行っています。現場における区民対応等や、急な判断を必要とする状況は日常的に生じている状況です。2人のどちらかは、責任のある立場との自覚を持ち職務を遂行することになります。こうした清掃職場の実態を踏まえれば、清掃業務における技能主任は概ね2人に1人の配置が必要不可欠であると考え

ております。よろしくお願ひいたします。

私どもは、今日の閉塞状況を打開し交渉を促進するために11月8日の第五ブロックの役員区長要請を皮切りに、9日には第三ブロック、12日には第二及び第四ブロック、13日には第一ブロックの役員区長にも要請をさせて頂きました。本日は、各地連の代表からも組合員の声を代表して要請をさせて頂きますので、私どもの切実な思いとして受け止めて頂きますようよろしくお願ひいたします。

以上

2007年11月19日

特別区長会会長
多田 正見 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾
東京清掃労働組合第一地連
議長 瀬尾 安弘

要 請

本日は、第一地連を代表して私の方から要請をさせて頂きます。

特別区の環境保全・資源循環型清掃事業の発展と職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

本日は、2007年度の給与等の改定を行うにあたり、職員の労働条件の根幹でもある現業（業務）職給料表作成に関わり要請させて頂きます。

総務省が示した民間企業の従業員とわれわれ地方公務員現業系職員の賃金比較は、人事委員会等の比較とはまったく異なったものです。意図的に現業系公務員賃金を引下げることを狙った調査に他なりません。

また、国の現業系職員との比較でも割高であるとの指摘についても、国には特別区の清掃業務のような特殊性・困難性のある職務は存在せず、比較の対象にはなりません。

現行の現業（業務）職給料表の水準は、満足ではありませんが、特別区における清掃事業の特殊性や困難性を

考慮すれば、決して高い水準ではなく妥当な水準であると思っています。現行の賃金水準を改悪することは、職員の生活設計に大きな打撃を与えるばかりでなく職員の勤労意欲をも奪うことになりかねません。

また、11月13日には、第一ブロック役員区長の武井港区長にも要請をさせて頂きました。武井区長からは、「みなさんの思いは十分に受け止めました。私も幹事区長としてブロック内の区長に伝え、区長会などの場で、発言をしたいと思います。」との回答を頂いております。

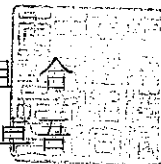
以上のことから、今年度の現業（業務）職給料表作成にあたっては、特別区人事委員会勧告を踏まえ、現行の給料表を基本に作成し、直ちに提示することを強く要請します。

以上

2007年11月19日

特別区長会会長
多田 正見 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾
東京清掃労働組合第二地連
議長 鈴木 康 司



要 請

本日は、第二地連を代表して私の方から要請をさせて頂きます。

特別区の環境保全・資源循環型清掃事業の発展と職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

本日は、2007年度の給与等の改定を行うにあたり、退職手当の支給率見直しに関わり要請させて頂きます。

11月2日、「退職手当支給率改正について（案）」が団体交渉で示されました。現行の退職手当の支給率は、特別区の現業系職員の圧倒的多くが中途採用者であることに配慮し設定されているものです。その実態を無視し一方的に見直すことは、退職後の職員の生活設計を根本から否定することであり、大きな打撃を受けることになり、到底認められるものではありません。

住宅ローンの返済や高齢化社会に向かい、退職後の生活設計をたてるにあたり、退職金の使途についてはすでに決まっている職員が大多数であり余裕など無いのが実態です。

また、35年以上勤務し最高支給率が適用される職員で今回の支給率見直しでは直接的な損害はないとしても、清掃業務に従事する職員は、東京都の勤続期間が調整額支給期間となるため、退職金に加算される調整額分は、今回の見直しでほとんどの職員が引下げの対象になります。

11月12日に、第二ブロックの役員区長の西川荒川区長にも要請をさせていただきました。三嶋荒川区副区長からは、「本日、皆様からの要請につきましては、持ち帰りまして区長に伝えます。今後とも、誠意をもって課題の早期解決に向けて、話し合っていく所存ですので、よろしく願います。」との回答を頂いております。

これらのことを十分に踏まえまして、「退職手当支給率の改正について（案）」については、再考するよう強く要請いたします。

以上

2007年11月19日

特別区長会会長
多田 正見 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾
東京清掃労働組合第三地連
議長 田中 準治

要 請

本日は、第三地連を代表して私の方から要請をさせて頂きます。

特別区の環境保全・資源循環型清掃事業の発展と職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

本日は、2007年度の給与等の改定を行うにあたり、現業系任用制度に関わり要請させて頂きます。

昨年度、退職手当に調整額が導入されました。しかし、現業系職員の任用制度との整合性がとれないことから、みなさんからは、「技能主任職昇任選考の受験資格につきましては、今後、技能・業務系職員の人事制度全体の協議の中で検討してまいりたい。」と考え方が示されました。

技能主任職昇任選考の受験資格は、9月19日の団体交渉においてみなさんから提案されました。技能主任職昇任選考の受験資格以外の課題につきましても、職場の実態にそぐわない制度上の課題が多々あること等を、こ

の間の専門委員会交渉のなかでデータを持って主張したと報告を受けています。

今年度多くの区で生じている、統括技能長及び技能長の欠員状況は、サーマルリサイクルの本格実施を控えた現在、考えられない事態であります。この状況は、各区選考制度の限界性を示すとともに、今後も事態はさらに悪化すると予測されます。

11月9日、第三ブロック役員区長の濱野品川区長にも要請をさせて頂きました。本間副区長からは、「要請の内容につきましては、確かに区長に伝えてまいります。当面する諸課題については、基本的に統一交渉の場で精力的に議論され、解決されるものと思っておりますが、私の立場からも早期解決が図れるよう働きかけてまいりたい」との回答をいただきました。

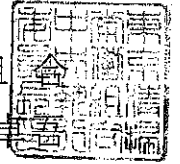
従いまして、技能主任職昇任選考の受験資格以外につきましても、この間、私どもが専門委員会交渉で主張してきた問題や今後の課題について、真摯に受け止めていただき、職場・業務の実態に沿った制度に改善されるよう強く要請いたします。

以上

2007年11月19日

特別区長会会長
多田 正見 様

東京清掃労働組
中央執行委員長 西川 卓
東京清掃労働組合第四地連
議長 嶋 根 徹



要 請

本日は、第四地連を代表して私の方から要請させていただきます。

特別区の環境保全・資源循環型清掃事業の発展と職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

本日は、2007年度の給与等の改定を行うにあたり、級格付制度に関わり要請させていただきます。

現業系職員の級格付制度は、現行の経過措置が終わる平成23年度には制度終了となります。

現行級格付制度は、格付者枠に昇任者も含むものです。任用制度と給与制度を混在させる矛盾をもつ制度となっています。この間の専門委員会交渉でもこの点について主張を行ってきたと報告されています。

11月12日、第四ブロックの高野豊島区長にも要請をさせていただきました。水島副区長からは、「清掃労組の要請はお聞きしました。区長に伝えるとともにブロック内各区長にお伝えいたします。この間の清掃労

組の要請は真摯に受け止めます。」との回答をいただきました。

残された経過措置期間、級格付制度を実施するにあたっては、制度の主旨を踏まえ、まじめに職務に精励する職員の処遇改善に結びつく制度とすることを強く要請いたします。

以上

2007年11月19日

特別区長会会長
多田 正見 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 西川 卓吾
東京清掃労働組合第五地連
議 長 村山 光洋

要 請

本日は、第五地連を代表して私の方から要請をさせて頂きます。

特別区の環境保全・資源循環型清掃事業の発展と職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

本日は、2007年度の給与等の改定を行うにあたり、特別給に関わり要請させて頂きます。

日本経団連の調査によると、昨年の企業における実態は、支給額で前年比夏季4%増、冬季3.8%増で、3年連続の増という結果となっています。また、連合の集計による今春闘の結果では、年間で5.02月となっています。それらの調査を勘案すれば、本年の勧告における公民較差は精確に民間企業の賃金を反映したものとは言い難いものです。

また、特別区人事委員会の勧告では、特別給の引き上げ分は勤勉手当に割り振るとしています。しかし、各区の評価制度が出来まして日も浅く、公平性や透明性など

職員の十分な納得を得られていない状況です。こうしたなかで勤勉手当に割り振ることは、疑問があります。

年末一時金（年末手当）につきましては、既に11月2日の団体交渉で要求書を提出させて頂きました。年末年始作業を控え年末一時金に寄せる職員の期待は益々大きくなっています。

11月8日には第五ブロックの役員区長の山崎江東区長にも要請をさせて頂きました。石橋副区長から、「江東区長並びにブロック内区長にお伝えします。」との回答を頂きました。

これら、私どもの切実な思いを受け止めて頂き、特別給（年末一時金）につきましては、11月2日の要求書に沿って対応されるよう強く要請いたします。

以上

清掃労組 区長会会長要請 会長発言骨子

ただいま、23区長を代表して、委員長さんと5名の地連の代表の皆さんからの要請を伺いました。

5

はじめに、皆さん方が常日頃、皆さん方ご自身の職場において、清掃事業の円滑な運営のためにご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

10 皆さんからお話のあった事項につきましては、交渉委員から報告を受けておりますし、16日の区長会においても、委員長から直接要請がありましたので、よく承知をしております。

15 特別区は、区民生活に最も関わりの深いサービスを提供する基礎的自治体です。区民は、各特別区に強い期待を寄せるとともに、区行政に携わる職員の勤務条件に対

して大きな関心を抱いております。

5 社会一般の情勢に適応していくため、改めるべきものは、時機を失することなく改めていくことが、区民の区政に対する信頼を確保していく上で極めて重要であると考えております。

ただ今申し上げた基本的な考え方に基づき、本年の給与改定交渉における課題について一言申し上げます。

10

まず、特別区人事委員会勧告の扱いについて申し上げます。

15

私どもは、勧告制度の趣旨を踏まえるとともに、国、他団体の動向も勘案しながら、検討を進めているところでございます。

次に、技能・業務系職員の給与水準及び退職手当支給

率について申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法、地方公営企業法に基づき、国、他団体の職員や民間事業従事者の給与を考慮して定めるべきものとされております。

特別区の業務職給料表や定年退職等に適用する退職手当の支給率は、国・他団体等と比べて極めて高い水準にあり、私どもは速やかに是正していく必要があるものと認識しております。

以上、現時点における考えをお話しさせていただきましたが、本日、皆さんからいただいた要請の趣旨につきましては、直ちに各特別区長ならびに交渉委員に伝えま

す。

交渉のための時間は少なくなってきましたが、私

どもはこれまでと同様、皆さんと誠意をもって、精力的に協議を進め、課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げ、お答えとさ

5 せていただきます。